

部内資料

婦人関係資料シリーズ
参考資料第53号

協同活動についての研究会議記録
(二)

労働省婦人少年局

まえがき

婦人少年局では、五月七日及び六月十日の婦人向題研究会議に続き、十一月二十五日に前
回と同様、「婦人の協同活動」を議題として別記諸先生方による研究会を開催いたしました。
たゞ、ここにその要録をまとめて御参考に供します。

昭和三十三年十二月

労働省婦人少年局

出席者 (順序不同)

朝日新聞社論説委員

読売新聞社出版委員会幹事

評論家

東京農工大学教授

評論家

東京和立大学助教授

日本放送協会婦人課長

伊藤 肇

渡辺 智多雄

坂西 志保

大谷 省三

西谷 清子

三井 爲友

江上 フジ

主催者側

労働省婦人少年局長

労働省婦人少年局婦人課長

谷野 比つ

(司会) 高橋 辰子

討議内容

社会教育法改正案をめぐる団体の動き

補助金について

社会教育法改正案のねらい

教育関係団体について

施設に対する補助について

政治活動について

団体の自主性を育てるために

谷野 今日はお忙しいところありがとうございます。この度の社会教育法の改正案につきまして、私も婦人少年局としては今まで婦人団体の自主性の育成ということにばかりおりましたので、いろいろ私どもの考え方や判断にも余るような点もございますので、先生方に教えていただきまして、婦人少年局の将来の仕方の方向づけにも間違いないようにしたいと思ひます。

司会 前の研究会議に続いてという意味で、司会の役をさせていただきます。

婦人少年局では今年の婦人週向にあたりまして、協同活動」というテーマを取上げ、先生方にいろいろお助けいただき、全国婦人会議、あるいは地方婦人会議を用いたわけでございますが、その会議の中で、団体の自主性という問題は会議員の方々から、さうとう出た問題でございますし、先生方からも、いろいろの御関心をお寄せいただいた問題だと思ひます。婦人週向後、研究会議を二度開いていただきまして、その際にも大きな問題点として団体の自主性、あるいは補助金の問題等々が議題とされたことは、私どもの記憶に新しいわけでございます。その研究会議、とくに二度目の研究会議に法律の改正案も出さうだというようはお話が、三井先生からもあったのでございますが、その後いくばくも経みません。この改正案が出て、私達が非常に関心をもっていた団体への補助金の問題がクローズ・アップされてしまったわけでございます。そこでいま局長から申し上げますように私どもとしての改正案というものをどう考えていったらいいかということについて、先生方の忌憚のない御意見を伺わせていただきたいというのが今日の会の主旨でございます。

でございますので、どうぞ前と同じように御自由なお立場で、お話をしていただきたくと思ひます。

今日はこの中で特にこの改正案がもたらすところのいろいろの問題のうち、婦人団体の自主性ということとの関連において、改正によってどういふことが起きるかというところを、法律の技術的効果ということだけと捕えることなく、やはり社会の大きな流れの一つとしてお考え願ったらと思うわけでございます。

坂西 問題は十三条だけということですね。

改正法案をめぐる団体の動き

渡辺 どうですか、改正法案が出されて以来のいろいろは団体の動きは……

西 いろいろは団体といひしても、元から、いわゆる補助金などな当てにしないのでやっ
ていっしょやる多くの婦人団体ではなくて、地域の婦人団体というのが非常に大きな対象として取上げられるわけです。有収者同盟とか婦人 인권擁護同盟、主婦連とか……ほんとに自分達の目的をもって集まっておられるところは、はじめからもちろん反対だとはつきりした意思表示をしております。

参議院の市川さんが発起人で「社会教育に関する婦人研究懇談会」の御案内を各婦人団体に全部出しましたが、最初の会議にも非常のたくさんの方が集っていらっしやうて、宮原誠一さんから改正案の説明をきき、どういふものであるかという認識をもったわけですね。

それから日青協が、副会長さんの名前で諮問を受けたときに、日青協としてはもうおうではないか、けれどもまだ無条件でもらうということは非常に危険だからもううにっはては、そこにはまだ審議会のようなものを入れて、基準を作つて、百には出すけれども、百には出してはいけないうという三つを、ちゃんと決めてもらつたらうはてはないかという

ことを副会長がおっしゃって、だいたひ日青協の意見として出そうという。ことにさうなうですけれども、最近の情報を聞きますと、日青協でも困るという。こととて、一応反対の方
向に向つてゐるという。ことですが、どの程度か知りません、そんなことと婦人団体として
口、末端にいはばいくほど敬をしませんし、社会教育というものが、一体どこかというこ
とすらもがわからぬのですから、私連の研究会では、社会教育とはどういふものである
か、どういふところか改正されようになつてゐるのか、それらどうなるかという点をビ
ラに刷りまして、配布してゐる最中なのです。もう少しすれば反響が上つてくるのではな
いかと思ふのですけれども、とにかく今日さういふ段階にあるのです。

上 NHKでは婦人の時間に放送しました。最初かう賛成反対というので出しても中味が大衆にわかつていないというので今から三週間前に福田社会教育局長に話してもらって改正の四つのポイントを上げてもらった。次にNHKの解説者にかなり突込んで聞いてもらう。それにういて聴取者から致書を求めたわけです。

福田社会教育局長は、結局、婦人団体には手をつけない、青年団に手をつけるといふことと反ばつぱりおっしゃつていて、婦人団体が今すぐ補助金をもらへるのだといふこととは違ふといふのです。問題のすすめ方として、婦人団体が対象ということだけで廢いていたので、ちよつとばかり弱いのではないかといふ氣がしてゐるのです。

西 私は文部省に陳情にいったときに課長と課長補佐ぐらゐりの人達の話を聞いたのですが、そのときは青年団だけではなくて、婦人団体全部が対象だ。税金を返してもらうのにどうして反対するのかわかるのです。

補助金について

江上 文部省の社会教育審議会での話ですが、労働青年あるいは労働成人の社会教育のことで、予算を削ってやろうと思つたところ、労働省のほうで一足先きに、十五歳のお金をとってしまつて、いよいよ大カ打ちできないからといふことで、急にこれに力を入れ出した。社会教育課あたりの気構えには、そういうのが大分強いのではないかと。

坂西 直接聞いたのではないのですが、ユネスコも社会教育団体の一つに入っているのだから、この問題について内閣参事即さん（初等中等教育局長）に聞いたら、ユネスコには国家としてすでに十分金を出しているから、これ以上この法律がどうこうといふことは、ぜんぜん関係がない。それから青年団のほうに力を入れるといふことの体制を作るけれども、婦人会についてはもうすでに都道府県の社会教育課が十分の援助を与えているといふことです。

婦人団体ではむんでは金がかかることと言えば社会教育課にもつてきてゐる。だいたいはつきりした数字は言えないけれども、大きな事業には社会教育課で三分の二の経費を出してゐるのだそうで、そういう統計がちゃんとできてゐるらしいのです。これは伏せておいて、今税金を削っていくから大丈夫だといつてゐる。

江上 それは取れ聞きました。つまり今の法律を変えなくて、すでに補助金とか助成金とかいうのがあつて、例えば大きな共産党は増しものには、社会教育課から、ほとんど金が出ているわけですから。

坂西 私は最近、静岡県の新潟県の新潟市と糸魚川と柏崎、福島県の会津若松市と福島市をまわつてきました。そのとき婦人会の主だった人に彼で集まつてゐるから、この問題について聞いてみました。新潟市は一〇の％、援助を受けるのだから、どうして悪いか。と補助金を減らすのです。

糸魚川の婦人会長といふのは、わがりのいい人として、わたしは終始一貫して、婦人団体は補助金をもらつていかん、という立場をとつてゐるが、しかしひどく非難されてゐる。自分は二期つとめて今度やめるつもりだけれども、この後出る人は自分とまったく反対の人ばかりで、育てられてゐますから、とはつきりいつてゐる。柏崎はだいたいいつてゐる。これと反対してゐるのです。それから静岡県は絶体しう、若松もそうです。さすから地方へいきますと、もういふこと、これで仕事をやるのになにが悪いのか、あつた方の自由は、これだ、これが、あつた方が一党の権利を握つてゐる、いふのか、あつた方の自由は、これだ、これだ、と云つたのですが、いや、私は、これは、これだ、と云つたのです。

考えるところの懸念ではないですよ……（笑聲）

西 三井先生はこの前の会合で、補助金は団体反対ではないということな、ちよつとおっしゃったし、地方でもそういうアドバースをされているということですが……

三井 私の考えとしては、補助金というものは全部いけないう考え方ではなく、ヨローパでも出している国は多いのです。問題は公平に出されるかどうかで、スクリーマグ・コミッティみたいなものを置いて、役所から金をもらって配分のことには民間人がやるという立場でなければいけない。そういう機関を作ろうとせずにこの法案が出ているから重大なところが可けている。しかし、そのようなものを作るといっても、昔の敎化団体連合会みたいなものに対する可能性が非常にあって危険なのです。国の監視の目が光りうる町村の末端の団体に、立立性をもつた委員会というものはできつこいと思うのです。

司会 改正案のいちばんの問題点は、補助金について規定してある十三条の削除ということ。話を進めていたでいてあるわけですから、いっただい公金を民間団体、社会教育事業関係の団体に与えることが、法律的に正しいのか正しくないのかという問題と、かりに法律的に正しいとしても、日本の実情というものを考えたときに、いいか悪いかというこの二つに悩むのではないかと思います。けれども……

阪西 私はやつぱり憲法第八十九條にあるように、公の団体でないものにはどんなことがあつても、どんな立場にあつても公金を与えてはいけないという考えです。

西 アメリカは団体に補助金は出さないたてでまゐだけれども、ところによつては出しているとも聞いているのです。が、実情はどういう形なのでしょう。

司会 アメリカ連邦政府の憲法にはこの点は触れていないのですが、いくつかの州では規定しています。例えばモンタナ州の憲法七十五條には、研究、慈善、憐愛のみならず、産業上の目的のために州の絶対的支配によらない個人や団体に対して、公金を支出することを禁止する。これは非常にきびしいもので要するに法律にもとづかないで、個人でも団体でも政府の金は取れないということ。イギリスの場合は実例になりますけれども、イギリスの文部省の報告書によると、アダルト・エデュケーションというものを、つまり責任をとる機関というものか、いづつかあつて、年間三億か何かの補助金が出ているのです。そのリスボンシブアルボデイリスかどういふものかといひますと、だいたひ大学ですね。その他にはアダルト・エデュケーション・ジョイント・コミッテイ、エデュケーション・センター・アンシエーション。そういうものがそこに上つております。そうとうな金額の補助金ですが、こうした機関は政府に年間事業のリポートをするわけです。そしてクラスを構成してやっていると、いふような形の方ですね。その他イギリスにはロイアル・ファミリー・グラントへ皇室の援助金（？）というのがありますね。

阪西 厳格な意味でいつたら今度の日本労働協会も問題ですね。今後なにかの問題が起きたときに、私なら私が、あれは憲法違反の疑があるからと、最高裁に訴え出ることができると、そうです。そうしたら最高裁は裁かなければならぬでしょうね。今は法律としてちゃんと認められていても、なにかの事件が起つたときに、そういう可能性は十分ある。

渡辺 同じことは新生活運動協会にも言えます。

江上 非常に困ることは、補助金というものがこういう法律にならない以前から既成事実としてあることなのです。これを機会にひとつ大いに啓蒙する時間でもあればよかったのです。それがそれすらもなかったのです。それで今みたいは社会的に湧上がらないのですよ。

渡辺 それはやっぱりお金が欲しいからですよ。西さんは、曰青協にもいくらか反対の気運ができたといわれたけれども、昨日僕が聞いた話では、文部省や自民党では、とにかく曰青協はいらないといったではないか」とすでにあて馬の別の青年団体を育成しつつあるのです。どうだここにやるぞと言わんばかりの形にして、曰青協がいらないやいらないでいいという態度をとられているのです。

大谷 お金をもらうことがみな大好きなのです。もういたくつてもういたくつてしようがない。末期の組織ほど、もうおうという傾向が強いです。だからおそらく文部省としては、こういう抵抗があるなどということは、考えなかったに違いない。東京のインテリや青年団や婦人団体の幹部の連中は騒いでいるけれども、いざとなれば下のほうは自分達の方を支持するといった見方をしているのではないでしようか。

坂面 インテリ女性に対する言説として、内藤さんが言ったのですけれども、憲法八十九条これで抑えられているから、差支えないではないか。それではどうして削除が必要かということは説明しない。

司会 理由としましては、社会教育法十三条では社会教育関係団体へ補助してはいけないと

いうているが、憲法でいうのは「団体」ではなくて「事業」だ。事業、たとえば教育事業、博愛事業に対する補助を禁止するもので「団体」は削除しても「事業」に対する規定は生きている。こんなことがいわれています。

伊藤 憲法の八十九条は社会教育団体にも当てはまるということで作つてあるので、今十三条を外すということは、その精神を別のものにしてしまうことになる。

大谷 後身尊胎だね。

司会 さつきの日本学術協会の場合は、これは法律によってできていて、いわば憲法の「公の支配」に属する団体なのです。憲法八十九条は、公の支配に属さない「教育、慈善博愛事業にはいけない」というのですからその点はちよつと違うのではないが、「公の支配」ということの解釈はなかなか難しいようにですけれども、一応、法人格をもつものであれば監督官庁があり、そういったものは公の支配に属する。しかし法人でもなくて、野放しの団体、それが教育的な事業をするのに補助をしてはいけないというのが八十九条の意味であるという解釈がされているようです。

改正法案のねらい

伊藤 いままで補助金というが政府から流されるもので生きていくという食根性みたいなものが培われてきたわけです。政治全体がそれで統一されている。地方自治などといって

も、ほんとうにデモクラチックになつていない。中央官庁からの援助をもらわないでは、地方自治そのものは動かない。実質は中央集権のままなのです。その考え方で、文部省のお役人が、教育委員会を掴んでいるように社会教育全体を文部省が掴みうるという形になる。補助金の問題というのは、さつきから話が出ていたが、現実問題としては、もらうべきものはもらっているわけです。十三条がなくなつたからといって、これ以上もらえないということは大間違いで、けつしてふえるものではないと思うのです。公民館などは、むしろこの法律からいつたら、少くなるでしょう。今度の改正のほんとうのねらいというのは、市町村に主事をおいて、その講習、研究を文部省が掴むということだと思ふのです。これがいちばん恐いことです。また社会教育委員を置して、直接青少年指導ができるという道を崩した。とくに青少年に關しては指導できると、青少年をうたつてゐるのです。社会教育委員の実態というのは様々でしょうけれども、主事の頭を入替えてやつていくということは、非常に大きなねらいなのです。法律改正のやり方としては、じつに陰險で警法の不良化を防止するということとで大衆を掴んでしまつて、ねらいは別のところにあつたのです。今度の主事の強制設置とそれの教育と、社会教育委員の青少年に対する直接指導、ここに大きなねらいがあるのです。それを補助金でかくしてゐる。

渡辺 主事の設置はむしろ結構だと思ふ。ただ設置することなら施設を充実させることはないので、条件整備の大きな一条件ですよ。ところが今度の主事は人間を支配してくるでし

よう、これが僕には、なんとしても不愉快です。

江上 私もそれが非常に問題だと思ひます。

伊藤 今これでいちばん喜んでゐるのは、地方の社会教育主事です。自分の权限がふえる。自分が直接いふこともできるということ、教育統制という意味からいつて、いちばん心配になる点です。

江上 ですから婦人団体の人が補助金をもらうと自主性がなくなるということだけを問題にしているとは損だということも言いたいの、じつはその点なのです。一般のインテリの女の人、婦人団体の自主性が失われるという点で非常に抵抗を感じてゐても、その婦人団体の末端ではもらえろと思つて積極的に反対しないわけですね。しかし結局補助金がどこへいくかと言へば、今言つた青少年の問題を以てにされてゐると思うのです。もらえろとかもらえないとかということだけで、大谷先生の言われたように、もらい癖がついてゐるのですから積極的な運動にならない。

伊藤 さきほど、イギリスでは責任ある団体にやる。その責任ある団体の大部分は大学だといふことでしたが、それがほんとうなのです。日本の社会教育の養成も、大学が責任をもつべきですね。

西 補助金にしろ、社会教育費にしろ、市町村の末端までバラまかれるといふことは、自主性を犯されるだけで、補助金はこれ以上ふえないかも知れません。そのうえ指導するといふ人が文部省首長指導をうけては輪をかけて自主性は育たないといふことになるので、

いちばん恐い問題だと思ひます。

伊藤 もうすでに多少、具体的に問題が起つてゐる。今度の警収法が出たときに東北のある県の婦人会ですが、反対しようとしたところから婦人団体として反対するということ、すぐ教育委員会から「政治のことを話すのは」と完全におさえられてゐる。警収法に反対の出来ないような婦人団体なら、私達視会しますといつて、小さなグループにどんな命令も發せません。ということとで群馬、栃木あたりでも分裂したことがあつた。婦人、主婦、母親が、豫水爆反対という声を上げられないという社会教育団体というのはおかしなことだが、こういう形になつてくるのです。PTAも社会教育団体として認めてゐるが、動向問題をやろうとすると、政府がやると決めたものだから、いまさら向題にする必要はない。やるなら会場は貸さぬなどと東京都の場合でも、だいたい指令がきてゐるわけですね。法律としては、補助金を手へてはならないという十三条は残して置くべきであり、現実の向題としては長年困り慣れた乞食根性は、これを機会にはつきり無くさないとはいへない。

太谷 十三条を無くすることに反対することが、注意を喚起することにもなる。今まではでたためになつてゐるが、本来はそうあるべきじゃないんだという意味を、はつきりさせる効果もある。

渡辺 岩手県でも農林省でも、金を出しすぎる。文部省もやつぱり役人根性で、地盤を肥し

たくむ。それには予算が欲しいということになる。

大谷 流れとしてはこうみてゐる。例の新しい村作りのときに、河野農林大臣がいちはん力を入れた点は、青年を参加させるということだつたのです。新しい村作り。という言葉のものと、これに青年を加えるという一項を、とにかく強調したわけです。村の建設協議会へは必ず青年を入れた。県の段階へも入れた。これには青年達が有頂天になつてしまつた。曰青協が産業というか、村作り問題などを取上げるようになったのは、私のアドバースを聞いたのではなくて、じつは曰青協の幹部がそういうところへ入り出したということ。とか大きな原因ではないかと思う。それが曰青協の最近の性格をぐつと変えてきてゐるように思う。それに対応するものとして、今度の法案が出てきた。最終的には上げようというわけで、まさしくねらいははつきりしてゐると思ふのです。

渡辺 あのととき曰青協が割込んだのです。いちばん末端であの講習を受けるのは農協の青年部とか農協の婦人部で、本来は農林省の系統団体からしらんけれども、その地域の青年団員が、われわれ青年団を無視するということだけはしからん。そのお金の配分された教育計画は、青年団を無視してはいかん。自分らと相談しろというので、あの会を作つたのです。伊藤 社会教育司というのは、じつは三、四年前に、新生活運動を一生懸命婦人団体に呼びかけようとしていたところが内閣へ持つていかれてしまつたわけです。成人教育を一生懸命やつて、政治に目を向け、と公明選挙の方に手をつけたところが自若片に持つていかれた。補助金を出そうにも、出すものがないのです。ところがこれなら公然と補助金を出

せる。今までは「ほんとうは、出してはいけなひのですけれども……」ということを出してたわけです。

それから最近、教育テレビというものが出てきていますが、文部省のそのエールデ・アワーを買ったのです。民間放送の自主性でやってもうえはいいものにお役所的なことを、押付けようとしている。あの局自体がもう少し実力を持ちたいというのが、法律改正のいちばん大きな後人的なねらいではないかと思う。

教育関係団体について

伊藤 社会教育法の条文にはPTAとか婦人団体とか青年団が社会教育団体であるということとを規定してはいないわけでしょう。だから自らが文部省のお世話になる社会教育団体ではないという宣言をすればなんでもないと思う。

司会 社会教育関係団体というのは、ちつとも明確な定義はないのですね。あるときは体育協会が入ったり、例えばPTAといつたようなことになつていて、法律的な規定はないわけです。私達は社会教育団体ですと言えば、そうなつてしまふし、上から、お前達は社会教育団体だ、と言えばどうなつてしまふというような状態なのです。それに対して援助するとか、補助するとか、あるいは制限するといつたような状態ではないのですか。

三井 社会教育を行うことを主たる事業とする団体を社会教育団体、と一方的に言っているわけですが、それに対してお役所としては、指導、助言ができるということになつていゝ。

司会 技術援助ができるのですね。社会教育法が十条によりますと、この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるを否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。となくなつていますがこの他に通達を出しまして、PTA日本体育協会および東京都体育協会、日本体育協会加盟団体、東京都体育協会加盟団体などが社会教育団体に該当するとし、また別の通達ではたとえばPTA婦人会、青少年団体等となつています。ボイスカウトなども入つています。

伊藤 ボイスカウトは今度の法案に賛成の意見を出しています。

厚生 体育会等は全国網の目のようにできているのですよ。

二〇

三井 東京都社会教育委員会の委員長の面崎憲さんが盛んに強く主張しているので教育父母会派というのができたのです。——PTAの対立組織——あれも社会教育団体として認めたいということですね。そういう動きをしているというのはこの法を通すことを前提として、お金を出す受入れ体制を作っているということですね。

坂面 愚く言つてみれば自民党の主張するものですからPTAと対抗しているところ、にすでに動きがはつておりあらわれていますね。

司会 日本でやっている社会教育というのは、どうも外国にないように思うのですが——大谷 アタルト・エデュケーションでいくら出してもらいたくないが、主手を通して金を流す仕組みを作ろうということに問題があるのです。アメリカでも出していないのではないか、イギリスの場合はケースが違う、違憲論は別としても、教育をさせていくためには逆行なのだ。主な先進国でもやつていないのだということはいえるでしょうね。

江上 補助金のほしいところは、もうえろと思うからこれには反対しない。ところが、フタを閉けてみればどうではない面が出て、びくくりするのはないかと思うのです。

伊藤 戦後文部省は非常に力を入れて社会教育団体、青年団、婦人会の自主性ということを取り戻して育成してきたのです。それが日本の独立以来ひっくり返つて、それに努力した人達は全部外されてしまったでしょう。社会教育の主事など、いい人がすいぶんいたのかわつてしまつています。今度、前町村に主事を置くことになった。これは教育は文部省が

やるという形の一つのあらわれです。

司会 この間、婦人団体のことを扱つてはベテランの地方の教育主事の方が、ある団体の会合に行つて、団体の自主性、民主的な運営のために、一人の会長が七回も八回も脱けることはよくないという発言をされた。その場前にはそういう会長さんがおられたのだそうです。早速、御注意におよぼさす。すぐ左遷されてしまったというのです。これは人から聞いた話ですから、全部真実であるかどうかは知りませんが、そういうこともあるので、ともかくみんな、物言えは唇寒しの状態を、主事選だつて今の動きに対しては被虐者的立場にあるのだということをおつしやる方がおられました。

坂面 新潟県の南蒲城郡の婦人会の連合会長さんは、いろいろな地方公共団体の援助をみんな断つてしまつた。わずかな金をもらつて、その金を活動しなければならなくなる。それが邪魔になつてくる。援助を食ひは自民党の支部長のような有力な人を配つてきて、——この人を立てれば、あなた達の団体は今までより積極的な仕事をして、強気になるのだから、元の人をやめさせて、これを立てろと言われ、換えてしまつたところがある。これは私の知つていゝ一つの例です。こういうことは今後ますます出ますよ。

施設に対する補助について

司会 さきほど三井先生が、補助金のすべてが悪いとは思わないと言われましたが、その点をちよつと伺つていただけないでしょうか。

三井 選前として僕は、税金が非常に安くて、自由に会費を出し合つて自分達の会合を運営してゐるということか、いちばんいいと思つています。今は税金が高いといひか、私立学校が貧困であると同じように、個人が貧困なので、そういう状態をどうしてやつていけるかということになると、税金をまけてゐる前に、税金をもつと自分達の自主的な活動に活用するということを考えるべきではないかというのが、私の考え方だつたのです。

伊藤 そういふ言い分はもちろん成立つと思ふのです。それを青年団の人達に話して、もつと金を出せとくる。その限りではいいのです。その時に、社会教育施設に対して公共団体が責任をもつて金を出すべきで、その施設の使用という二つについては、個々の団体の自主性に絶対まかせなければいけないわけです。公民館を建てるとか、博物館を建てるとか、図書館を建てるとかについては税金を出しているのだから、要求すべきです。そこで私達は自主的に教養を高める。それと社会教育に対する援助とか、補助金の性質だと思ふのです。ところが、金を出せば、言うことを聞け、とくるのです。

坂面 税金というもののに対する考え方違ふのです。

大谷 どつくばらんない方をする。三井さんの考え方は、たいへん危険だと思ふのです。とくに補助金の問題は、私も悩み抜いてゐるのです。これで日本のデモクラシーの発展といつてもよろしい。ところが不幸なことに自民党から共産党にいたるまで、補助金を出さなうということをやつてゐる。言わなければ、農民に腹にいらぬといふので、まるで驚つて

かの如くやつてゐるわけです。その結果自分達がやりやすいように、出すのです。自分達の支配力を強めるように、大勢なところへはやらぬで、クスリが利くところだけに出すといふことがじつに巧妙になつてゐるわけです。それで眠らされるわけです。それよりも税金を安くすべきであるといふふうにいふべきであつて、税金を還元しろといふことを言う前に、税金を安くしろといふ方向にいかなければ、ここに出してやつたから、もつと税金を出せといふことになつてしまふ。だんだん傾向としては地方自治は貧困になつてまいります。貧困になると税金のほうにまけてしまふわけです。むしろ逆に地方自治団体を強化すべき方向にいふべきであつて、あまり税金を還元しろといふことをいふと、引つかかつてしまふと思ふのです。

江上 外国でも施設などには出しますけれども、運営費、経常費には全く文も出さないと。うのか、この国でものやり方なのですか。施設などは、公共のものであつて、どうしようにも個人の力ではなかなかできないものを補助してそれを依上げていくということも考えられると思ふのですけれども、それ以外のところには百害あつて益なしとみてゐるのです。

伊藤 さきほどの改正の中に、公民館に対する設置及び運営の基準に文部大臣が干渉することだとなつてゐるのです。江上 公民館主事を入れるのに、税に入らない人は入れないといふことで、門戸を閉ざすことになる。

この間、栄養会議の審査員になつたのです。ちよつと忘れましたが、たしか三十一年度に、生活改善のモテル地区になつたところがあるのです。次の年には、栄養改善の指定モテル地区になつてゐる。モテル地区になり方が、あんまり烈しいから、いろいろ聞いて、たところ、馬鹿みたいなんで、さぞでいたはります。でやつてしまつてゐるわけですが、なにもつと自主的に自分の頭でしたことはないのです。ぜんぶ、していただいた、わけですから、あなた達の調査は立派だけれども、その調査方法を一ぺん言つてみてくださいますか。言つたら、底が割れた、といひます。これは、調査の日だけは教えられた、栄養配分の御馳走を食べたというわけ。す。馬鹿正直だから、食べもしないものは書きはしない、食べたことは食べたのです。けれども、その三日間だけ、栄養配分の方やら、とはいつた御馳走を食べたわけ

です。次に、体位が何上したというのは、今まで豊年をききながら、とくに体位は指導しなくとも、よくなつてゐるのです。自然の肥料肥えのために、栄養指導をしたので、体位が何上したといふわけ。です。

大谷 補助金が日本の農民をすつかりためにしてゐる。私は補助金を渡らして融資にしろといつたら、めすらしく、農林省が僕が言うことを聞いたのです。が、どうしたら、ゴウゴウたる批判なのです。なにごとだ、というわけ。君があの時、あんなことを言つたから、食糧のところへ行かなくなつてしまつた、と言ふわけ。す。しかしそれは、形式の問題で、実質は、

渡辺 食糧へは絶対いがないです。

大谷 金庫を渡ける資格をもたないところへ補助金はいかないのだから、ただなんとか形を交えただけのものなの。す。金庫にすれば金を返さなければならぬ、ということになるから、自然に自主性も生れてくる。これは日本の農政上、非常に大きな問題だ。金庫とか、なんと

かという考え方の問題ではない。その考え方を、質よく、ことが大争点に思ふのです。

渡辺 権限の新利根開拓農協、あそこ、親爺さんは、わたしのところでは絶対に補助はもらいません。全部融資をやつてゐる。ごんはに並派にやつてゐるのなら、果の金を使えとか、農林省の金をもつてきてやつと、言われるが、みんな断つてゐる。といつてゐます。今度、学校を建てたでしょう。あれも融資です。

三井 日本、行政に対する考え方、条件整備というところにいかず、人間を直接支配すること、と考へてゐることは、事実なので、それに対して、文節省が、いちはん取勝たれてゐることも、事実なのです。金をもつていないのは、から。

司会 三井先生が、社会教育関係の補助金は、あなが方否定はできないとおつしやつたのは、条件整備のための補助金だけですが、それとも、直接に特別の団体などにいくものを含めて、ですか。

三井 望ましいのは、条件整備だけに使つていただきたい。ところが、実情としては、共同主催などの形で、運動会や、品評会をやる場合に、みんな出してゐるわけ。す。

司会 団体に属さない人は、恩恵に浴びない、ことにはなりませんが、

三井 田舎にやるとは、お前はオナカを替るです。青耳回がやることと、お前が民衆を替ることに、いいわけ通すから……

伊藤 講演会みたいなものはオナカを替るです。

江上 うちだつて地方の婦人大会はそうよ。

司会 行幸のときはオナカを替るのです。

江上 そういう形を出してあるわけでしょう。

伊藤 指導者講習会みたいなことを、地域の婦人会がやるときには、共同主催で社会教育から会場費とか講師の謝礼とかは出ていますね。婦人会は一銭ももたずに大きな額をじて歩いてゐるのは変なことですね。(笑声)

局長 そういう時に國の補助金の部分が地方公共団体にいくという仕掛けなのですが、それとも地方公共団体の自治として出ていくのですか。

伊藤 地方の金ですね。はつきり講師の謝礼の一部を負担してもらつてゐるということには、私は、講師に対する品定めが出てくるわけですね。

人谷 そういう形のコントロールが出てくるわけですね。地方に行つてみますと歴然たるものですね。

坂面 ちやんとリストができてゐるのですよ。この人というところをみて、それだつたら出せよせんというのです。青耳回や婦人会のそんなことに干渉するなら補助もいりませんというところもあつて、多少考え直してきてゐるところもあるのです。

三井 婦人会費耳頼五円なんというところがあるんですから、実質的に金を持つていないんですね。

伊藤 社会教育課長などが婦人会へ行くと神様みたいだ。

坂面 逆に課長が婦人団体の会長にペコペコしてゐるところもあるのですよ。ボスの奥さんなんかの場合には。

政治活動について

坂面 もう一つ問題にしていただきたいのは、地方に行きますと婦人会は政治活動をしてはいかんということをよく言うのです。私は、政治活動をしなかつたら、婦人会というのは全く無意味なものだ。あなた方政党活動と混同してゐるのではないですかというのですか。それかわからないんです。

伊藤 政治教育をしななければならぬと、ちやんと書いてある。

坂面 三井さんなんか、さかんに教育していらつしやるのでしょうか。

三井 やつています。

大谷 話せばわかるのですけれども、機構がああなつてゐるから、動き出すと政党活動になつてしまふのです。

江上 適切な例ではないかもしれませんが、このあいだ婦人議員の座談会でも、地方にいくと、婦人会が政治活動と政党活動をごっちゃにしているということができました。ところが触れないのではなくて、政党活動の旨うが汚染になつてゐるのです。

伊藤 社会教育の上で、そういう考え方の両面が出現したのは、四年前の教育の政治的・中立を守るという、あの三法律ができてからです。あの時、文部省から各教育委員会に、政治のことは社会教育団体で扱つてはならないという運があつた。その前までは主権者である国民は政治に対する勉強をしなければならぬということを、すつと指導してきたのです。それがその時から政治問題は悪いということに変わってきたわけで、警匪法——それは政治問題です、勸告、それは政治問題です。原水爆反対、それはもういけません。いつたいなにをやつていいのかわからない。

三井 来年は地方選挙がそうとうあるけれども、投票する場合は政党か人かという意見があるが、やはり地方選挙は人でいかなければいけないし、国の選挙は政党でいかなければいけない。だれもがそういつていますが、自分の頭は使つていないのです。私は、そう自分の頭を使わないので困る。地方選挙、結局は国のほうにイモズル式につながつてゐるのですから、政党色のない人はないはずだから考えてくださいというのですが、そういう金科玉条みたいなのが入つていて、自分では全然考えない。

大谷 結局、社会党も来年の総選挙を考えてゐるのです。下手にこの改正に反対すると、義利の義が取れなくなる。

三井 うらまれてしまうのですよ。

西 改正案について婦人たちがあつまつた時も、社会党の文教委員は出てこないので、表向きの理由は、警匪法で詰詰になつてゐるからということだったのです。これだけ婦人団体がワツとやつてゐるのだから、出てきて説明ぐらいしたつていいですよ。文教委員として、それで叩いたら、なにか修正案を出してゐるということも……

渡辺 修正案は困る。さつきの同青協の線ですよ。審議会をおいて、なるべく補助金は認めようという。

三井 審議会が教化団体連合会になつては困る。

大谷 もつと陰にこもつた、悪質なやり方のものにするだけで……

西 これだけ大きな問題に、社会党のほうも票に関係があるから、そつとして置くのだと

いうことで熱がないとしたら、たいへんなことだと思うのです。

伊藤　しかし、社会党はそういうことは考えていないでしょう。もう少し知恵者がいたら、これは通しておけ、やがて俺の天下になつたら、ぜんぶこれでやれ……

而　両方の政党がそれでは困ります。警職法に反対したのは、社会党に賛成したから反対したのでではなくて、厳肅な世論として反対したのでです。政党からは中立な立場でやらなければならぬというところは、みんなはつきりしているのです。

江上　とこの政党が真剣になつて取上げなければ、法律はそのまま通つてしまひますよ。右は自民党から左は共産党まで、補助金を出して好きにしようという考えがあるでしょう。

三井　それは政治家の常でしょう。

坂西　極力反対しなければならぬときに、アメリカの婦人団体はこういう戦術をとるので、見込のありそうな人を説得して体制をこしらえてしまふ。そういうことは日本ではできないのですか。

江上　それはできるでしょう。

司会　外国では議員が政党の決定に従わないという特権がありますね。

江上　ところが州の議会についてはそうなるけれども、その他のものはそうはいかないという事です。

坂西　そういうことはないので、例えば奥税問題――共和党は奥税を引上げ、民主党は引

下げるという政策をいつもとっているのですが、そういう大きな問題に関しては、なるだけ議員を説得して、一致した行動をとつて欲しいということ、強く要望するのです。しかし、ふつうの問題だったら、これは自由勝手です。

もう一つアメリカでは個人に關する法律がたくさん出ている。例えば私は日本人でありながら連邦政府の役人になるといふとひとつ法案を出す。これは完全にオープンなのです。そういう法案が何百というほど出るのですが、たくさん出る法案のうちで、一つ党として一致しなければならぬというものは多くて六つか七つだと言つていました。

伊藤　今の協同活動の場合、非常に大事なことで考えたのは、今度の警職法や勤評が出てきて、婦人会やPTAの中で自分というものの主張がどこまでできるのだということ、お互に考え出してきたということ、自分をデモクラタイズするのに一つの段階がきたという感じがするのです。さつきからの話でも、政党の中自体に少しもデモクラシーができていないでしょう。党に入つたら発言できないのです。日教組といった組合をみても、そこに個人というものはないので、はじめから抹殺されている。今度のPTAの小さな集りでも、お母さん方は、主人はこう申しますが、ぜんぜんわからない。ここで決められたことを強制されるのだと、私はちよつとわからなくなつてきます。そういう形でいろいろ意見が出てきています。青森県の話ですけれども、そのお母さん達が、私は警職法は絶対反対しなくてはならないと思うのですけれども、婦人会はあんなふうな規定で、反対すべきものではないといつてゐる。教育委員会のほうでも、これに反対するのは政治活動

だといっています。それでは私達のこの会議というものはしょうがないのではないかと
言っている。そういったことが自覚できてきたということは幸にして教材をたくさん与えら
れたから、自主的にみんなが考え出したのです。

教師がそうですよ。オ一夜、オ二夜と指令一本で動かされて、とてもついていけない。
座長の意見、組合員の意見はどういうふうに表示したらいんだ。職場の意見はどういう
ふうにまとめて、組合の中でどういう位置をとるんだ。——これがじつに
プリミティブな根本問題、非常に幼稚かもしれないけれども、日本
の社会教育団体のあり方、団体のあり方として、いちばん大きなものとして
てきた。こういう網を被せるような補助金や、団体を一つにつかんで統制していくとい
うようなやり方は、まったく逆で、今までは自主性をもちましようといつても抽象論だ
ったのですが今はいろいろな身の回りに問題が出てきたので、非常に大切な時期にぶつか
ってきたわけです。

大谷：そういうものが出てくると困るから、それだけに通したわけでしょう。
江上：福島の夏季大学に行つたのですけれども、結局いま伊藤先生のおっしゃったことがで
ていました。団体に属した場合、任意団体であればなにが出てくるかわからない。目的も
はっきりしていないのに、団体に入っているということだけで、団体を決められたことに
従わなければならないということになると、私は困る。またある人は、総会みたいなのが
あったときに、そこであらかじめ、こういう事と、こういう事を研究しようというな

ら、大手を振っていけるが、予期はしていても、突然出されたものを、そこで決議して
持つて帰る場合、しかも個人としてはそれに反対な場合には、どういう態度をとったら
いいかということと、どこへ行っても聞かれたのです。こうなると団体に入るのも嫌に
なってしまうた、というのです。それはいけないと、よく言いましたけれども、それです
ら会場では言えないのです。

伊藤：PTAの総会でも多勢のときは言えないのです。こういうふうには、ほんとに日本を
民主化するには、小さな話合活動から始めたらと、しみじみ思うのですよ。

渡辺：団体の決議と組織が非民主的だ、という例は学者の集りにもありますから、地方の婦人
団体ぐらゐい笑えないですよ。

団体の自主性を育てるために

西：どういふふうに阻止するか、なにかできることでよい方法はないでしょうか。
坂面：自民党の中の有力な議員の中で見込みのありそうな人をつかまえてなんとかして説得
する、ということでは、できないですか。

司会：日本の場合は党の決議でございましてということでは、むずかしいでしょう。

提案者はもちろんはつきりした意図は持っておられると思いますが、一般的には問題意識がないのではないかと思うのです。

三井 それはもつと大きい問題が出過ぎたからでしょうね。

江上 警職法改正にすつかりもつていかれてしまったわけですよ。

坂西 議員さんは青少年団体、PTAは食乏だろう。これが通れば金がもらえて結構ではないかと善意に思っている人もいると思います。

大谷 やっぱリプレスキャンペインというの、がいちばん大きいと思う。通常国会に出る前にプレスキャンペインをやる必要があるがこれがいちばん基礎になると思うのです。

渡辺 通常国会までの期間、有効に盛上げなければだめですよ。

伊藤 反対が賛成かということだけ出すのでなしに、内容を克明に国民に説明しなければだめだということ。今度は私運の社としては、めずらしく解説みたいなことを書いたのですよ。

大谷 あれ非常に良かった。

伊藤 婦人横のほうでも一生懸命やってくれて、地方へ行くとあれでわかりましたということです。かつての例のように賛成とか反対とかいっていきりたつよりも、あれのほうが効果があるように思うのです。ここしばらくの間に力を入れることも考えるべきでしょうね。

例えば主事講習、主事研修は大学のイニシヤティブでやっていたでしょう。これを文部省でやろうということなのでしょうが、主事を市町村の末端に置くということは反対してい

ないのです。これを認めることはもちろんいいことだし、しかし文部省メーロの主事を配置されることに反対しているのです。

渡辺 僕が主事を置けということ。今までもずいぶんいってきているのです。

三井 渡辺さんの主張をとって、迷えじをくらわしたような形……。

渡辺 おけといたところ、置かずに……。

坂西 勝手に製造して……。

西 外国の例と日本の例を詳しく比較して皆に配っていただけるといい……。
局長 教育団体が、アダルト・エデュケーションと違うということは、はつきり言えると思いますね。

江上 資料を出すということはいけないう？

司会 できます。

大谷 プレス・キャンペインをする場合には非常にやりどころになりますよ。

三井 昨日、鹿児島県の公民館の主事さんから、社会教育法に対する参考資料を送ってきてくれといっている。地方ではまだ徹底していないのですね。

渡辺 全公連なんて賛成でしょう。

伊藤 あれは文部省が作っている全公連だからね。

司会 いろいろ法律の解釈の点とか、多少通常国会やなんかの状況も、いま用意した程度にはございますし、ほんとうに客観的なデータですけれども。

江上 その資料 立派でなくても、ザラ紙でもなんでもいいから、出してくださるといい。司会 今年成人になる人、つまり有収者になる年令というのは、終戦の年に小學校の一年なのです。つまり新教育の制度の中に育った一号が、今有収者になろうとしつつあるのです。それで考えちゃうのでしょう。

伊藤 敗戦とか終戦の記憶のほとんどない子ども達なのです。さたるべき問題として安眠薬の改訂をするということ。それには社会教育団体などに、あまり勝手な自主的な方面へ動かれては困るという。ねらいは決っているわけなのだから。

司会 さつさからお話が出たように、一般に庶民が食えたということ。経済面の運営に困っている。その一つの方策として補助金があるわけですが、その補助金がよくないという場合、積極的に婦人団体の経済的な運営に当って、どうすればいいのでしょうか。

三井 私は、お金が必必要な大げさな行事は全部やめなさい、小さなグループで、お茶菓子代十円なり二十円なりの集りをもつということだけ。一生懸命やりなさい、といった。坂西 なにかというと中興から人を呼ぶということを考えるが、それよりどんなに世調たつていいから、自分達で考えなさいということ。

司会 会費を上げろ、もつと集めろということはどうでしょう。

江上 私は、会費はもつと出せると思うのです。あるところでは頭割にして、偉い人が他所に行く旅費なども調達しているわけですが婦人団体が集めると、すごい金になるのです。あの馬力をかけたら集まると思えますね。

それから地方の婦人団体がグズグズ言うのは、裏切めたりでは物を売ったりベートが来て、会費なしということになってしまっている。それで婦人会は例え年五四でも取るが、裏切は遂にくれるではないか、それだから県なり郡なりからお金をくれるなら、けつこうだという方向へ行ってしまう。これは今一方に裏切という対抗的なものがあるからだともっている。こういうのが一切なくなったら、おそろく自分の金を出すと思います。その証拠は、テレビや映画を観てごらんなさい、どんな田舎へいっても、パーマネントをかけていないおばあさんはいないですよ。だから私は会費を出せないとは思えない。(笑聲)

伊藤 名前自体が補助金なんだから、補助金ぞらう元はもっている。それだけでやりなさい。

西 会費を納めない人は脱会しなさいぐらい言ったらどうでしょう。伊藤 それから婦人団体のめいだよ。婦人団体は貪食だから、私が口をきいてももらってきいてあげるからね、といって回ってあるいているのがいるわけです。今度の改正は主事がとつても喜んでいるところが多いです。この間、島根県へ行ったが、さうとう良心的に反対するだらうと思っていたら、主事はほとんど賛成なのです。

江上 あの記事を見ると、みんな喜んでいますよ。収限の拡張で、自分らが使えますからね。渡辺 配ってあるけますからね。

伊藤 全国婦人会議の出席者に地方にいくと会いますがやっぱりさうとうな連中だね。新しい指導者というか、さういったものが芽生えている感じですね。

西 この間、伊藤さんが司会して多分放送してましたね。あれ、わたしとても感心しちゃったのです。坂西先生の言われることが会議のときはわからなかったが、現場に帰ってやってみたらしみじみ先生のおっしゃったことがほんとうだということがわかりましたと言っていましたよ。

江上 今年の出席者の富山の篠崎さんにグルーヴ活動していますか。聞いてたら、食わなさいけないからグルーヴ活動する暇がないが内職に励んでいると、近所の人々が坂西先生がお話しているから早くスイツキを入れなさい、それでみんなが寄ってきて、先生のお話を聞く、伊藤先生のお話を聞く、渡辺先生のお話を聞くというふうになっていると聞いていた。

坂西 中々から大物を引張って行くより素朴な人を指導者に育てればよい。

伊藤 地方からそういう意味の指導者が育ってきているような感じがするのです。

司会 また資料をお出しして、お集り願うことがあるかもしれませんが……、ありがとうございます。

協同活動についての研究会議記録(二)

昭和三十三年十二月十日 印刷

昭和三十三年十二月十日 発行

発行者 労働省 婦人少年局

印刷者 有限会社 三響社

TEL 四九七四一五番